（別紙）

「第１種使用規程承認組換え作物栽培実験指針の改正案」に対する意見・情報の概要及び考え方

募集期間：平成１７年１２月２６日～平成１８年１月２４日
意見提出：６通（インターネットによるもの ３通、ファクシミリによるもの ３通）

Ⅰ　指針の改正案に関する意見

	意見・情報の概要	考え方	意見数
1	平成 16 年度のイネに関する調査研究で得られた知見を踏まえ、隔離距離を 20 ｍから 30 ｍに変更しているが、個別のデータのみによる判断ではなく、十分な議論を行った上で、科学的に見直しを行うべき。	本指針は、農林水産省所管の独立行政法人が行う遺伝子組換え作物の栽培実験上の留意点等を取りまとめたものです。 今回の見直しに当たっては、検討会を開催し、指針策定後に得られた交雑に関する試験結果等の科学的知見をもとに検討を行っています。検討会では、たとえ１例の試験結果であっても、国民の理解の下で栽培実験を円滑に実施する観点から、イネの隔離距離を従来の 20 ｍから 30 ｍに見直すことが適当と判断されています。	1

Ⅱ　その他の意見

	意見・情報の概要	考え方	意見数
2	厳しい交雑防止基準と汚染者に対する責任を明確化させる賠償責任を定めるべき。	本指針においては、現時点で入手可能な信頼できる科学的知見をもとに周辺の同種栽培作物等と隔離距離をとること等の交雑防止措置を定めており、この措置によれば交雑は防止できると考えています。 なお、遺伝子組換え作物によるものに限らず経済的損失を与えた場合の損害賠償については、民事上の問題として対応すべき事柄であり、本指針には馴染まないと考えます。	1
3	トウモロコシは１ｋｍ近く花粉が飛散し、交雑の危険性があるので 600 ｍでは不十分。交雑の危険性がある距離の研究を進める必要がある。	トウモロコシについては、海外で実施された大規模なほ場試験において 600m を越える交雑の報告はあるものの、我が国の研究機関における栽培実験は小規模なほ場試験であるので、花粉飛散の量は極めて少なくなると考えられることから、この措置によれば交雑は防止できると考えています。 なお、指針策定後の交雑に関する試験結果を踏まえても、トウモロコシの隔離距離を変更する必要はないと判断しています。今後とも、国民の懸念に対し安心いただけるよう科学的知見の集積に努めます。	1
4	西洋ナタネの隔離距離は、栽培作物だけでなく、アブラナ科の野生種についても交雑の可能性を検討し、隔離距離を定めるべき。	本指針の対象とする遺伝子組換え作物の栽培実験は、カルタヘナ法に基づき科学的な評価を行い、我が国の野生動植物に悪影響を及ぼすおそれがないものとして承認されたものです。	1

	意見・情報の概要	考え方	意見数
5	1）イネについては、150m 以上離れたほ場で交雑を確認したとの例もあり、今後更に新たな知見が得られる可能性がある。 2）ダイズについては、ミツバチが花粉を運ぶ場合を考慮すると、現行の指針が妥当でない恐れがある 3）トウモロコシ・西洋ナタネについても、現行指針が妥当でない恐れがある。 以上のことから、交雑に関して確実な事実確認がなされるまで、それらの栽培を認めるべきではない。	本指針においては、現時点で入手可能な信頼できる科学的知見をもとに周辺の同種栽培作物等と隔離距離をとること等の交雑防止措置を定めており、この措置によれば交雑は防止できると考えています。 なお、イネの交雑に関するご指摘の事例は、厳密な管理の下で実施された研究報告ではなく、モチ米採種ほ場におけるうるち米混入調査の結果であり、かつ、その規模も大きいこと等から、本指針の検討に用いることは適切ではないと考えます。	1
6	食品、飼料、環境の面から安全性の承認を受けた組換え作物に本指針を適用することは妥当性、合理性を欠く。	本指針は、農林水産省所管の独立行政法人が行う遺伝子組換え作物の栽培実験上の留意点等を取りまとめたものであり、安全性の面で問題のない栽培実験であっても、国民の理解の下で円滑に実施する観点から、周辺の同種栽培作物等との交雑防止等について指導していく必要があると考えています。	3
7	各自治体などで本指針が参考にされていることから､「交雑が生じない」、「ほぼ交雑が生じない」と考えられる距離について、交雑率や数値で定義すべき。 食品安全性承認又は飼料安全性承認されたイネ、ダイズについては、隔離距離をそれぞれ「ほぼ交雑が生じない」10 m、2 mと明記する必要がある。	本指針の交雑防止措置は、科学的知見を基本として、農林水産省所管の独立行政法人の行う遺伝子組換え作物の栽培実験を国民理解の下で円滑に実施する観点から、栽培実験の実態も踏まえ、現実的な隔離距離等を定めるものであり、交雑率等を定めることは適切でないと考えます。 なお、今後とも、地方自治体に対して指針の趣旨や科学的知見等について説明していきます。	2
8	北陸センターの来年度の試験栽培を中止すべき。	北陸研究センターのいもち病及び白葉枯病抵抗性イネの栽培実験の実施については、カルタヘナ法に基づき承認されています。 本指針は、カルタヘナ法に基づき承認を得た遺伝子組換え作物の栽培実験が国民の理解の下で円滑に行われるよう、栽培実験上の留意点や情報提供等の遵守すべき事項を定めたものです。来年度の北陸研究センターの栽培実験についても、本指針を遵守するよう指導します。	1
9	遺伝子組み換え作物栽培審査会（仮称）に専門家だけでなく市民の代表を入れるべき。	本指針は、農林水産省所管の独立行政法人の行う遺伝子組換え作物の栽培実験を国民理解の下で円滑に実施する観点から策定したものです。本指針の策定に当たっては、検討会を設け、科学的知見をもとに検討を行っています。	1

注１：「指針」とは「第１種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」（平成 16 年 2 月 24 日付け 15 農会第 1421 号農林水産技術会議事務局長通知）をいう。
注２：「カルタヘナ法」とは「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成 15 年法律第 97 号）をいう。